

機関番号：16101

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20720171

研究課題名（和文） 中世仏教の社会的展開に関する研究

研究課題名（英文） The Development of the Medieval Buddhism in Japan

研究代表者

衣川 仁 (KINUGAWA SATOSHI)

徳島大学・大学院ポオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部・准教授

研究者番号：10363128

研究成果の概要（和文）：中世の日本では、寺院が大きな勢力を保持していた。それは、天皇から民衆まで、あらゆる人々の願望を祈りによって成就させることができたからである。その結果、中世の人間は神仏の力を深く信頼し、またそれに大きく依存するようになった。しかしながら神仏の力は見えない世界のものであり、現世においてはこれを寺院（或いは僧侶集団）が代行することになる。その結果、中世の寺院は神仏の支援を受けた暴力をも持ち得たのである。

研究成果の概要（英文）：In Medieval Japan, Temples (the major monastic complexes) and Monks had a great political, economical, social, and military power. Because they prayed for every people then, and could make people's desire come true. People in medieval Japan, therefore, believed in and depended on Buddha and Gods deeply. The power of Buddha and Gods, but, couldn't be seen by human being, so temples and monks took the place of them. That is the reason why the religious violence in medieval Japan (monastic warriors, or so-called Sohei) had been justified.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：中世史

1. 研究開始当初の背景

日本中世史における寺院史の意義が積極的に認められ、研究も進展してきた中、延暦寺に関しては史料制約があった。また、「宗教の時代」といわれる中世にあって、個別寺院史を超えた仏教の社会的展開を考察することも課題として残されていた。

2. 研究の目的

二つの課題、すなわち研究対象として積極的理由のある延暦寺を対象に、仏教の社会的

展開を明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

分析対象の史料はまとまった「群」として残存しておらず、分散あるいは断片的に残っている多種多様な史料をまずは網羅的に収集し、データとして整理した上で分析する手法を採った。

4. 研究成果

本研究は「中世仏教の社会的展開」という、仏教史・寺院史に限定してみても多くの要素

を含むものであり、主な論点ごとにその成果を列挙したい。

(1) 中世「悪僧」の実態と歴史的特質について

平安期の延暦寺にみられた内部抗争の典型である長治元年(1104)の事件に登場する悪僧に注目し、主として平安期の日記史料および荘園関係文書などから、その特徴を次のように抽出した。

・七十歳と高齢ながら事件の「張本」(中心人物)と評された貞尋、そして「数十人の武士を引率」したとされる法薬の事例から、悪僧の集団には戦闘で活躍する者たちを指導するリーダーがいたこと、またその戦闘では「武士」との連携が見られたこと、その連携は地方社会での活動に依拠したものであり、都と地方を往来するような僧侶たちの交通網が彼らの力を支えていたことを指摘した。

・本末関係にある地方寺院に赴いて現地武士と連携した良心・仁誉の事例から、「在地の事情に精通した」(戸田芳実『中右記』そして、1979年)やり方で政治的なネットワークを作り、それを利用していたこと、地方社会で活動する場合に本寺の権威を持ち出していたこと(場合によってはそれを詐称することもあった「私の下文をもって延暦寺下文と称し」『平安遺文』1663号)、すなわち本寺の権威が地方社会にも浸透していたこと、そしてその権威が本寺の僧侶集団(=大衆)という後ろ盾に依拠していた事実を指摘した。

つまり、中世仏教の社会的展開について考える場合、その「力」を都や地方社会において具体的に作動させた僧侶(それが「悪僧」の場合もあった)はもちろん、本寺にいる大衆についても考慮しなければならないことが明らかとなった。

(2) 神仏が有する不可視の力

目に見えない世界にいる神仏が、現世に対していかなる「力」を發揮し、いかなる影響を及ぼしたのか。中世寺院はこの「力」を背景として社会的展開を果たし、その勢力を拡大・発展させていったのであり、したがってその「力」の実相と現世における寺院勢力との関係を追求することが不可欠となる。そのためまずは世俗社会がこの「力」をどのように受けとめていたのかについて、平安期の文書・記録史料を中心に分析した。その結果、

・平安期において、この「力」は神仏世界から現世(これらを平安期の史料では「冥頭」と呼ぶ)に向けて、跨るように發揮するものと認識されていた。したがって神仏を崇める中世にあっては、天皇・院すらも「冥頭の恐

れ」に対する懸念を表明していた(鳥羽上皇院宣案、『平安遺文』2622号)。ここから、天皇制秩序や法による支配と共に、神仏への恐れが社会規範になっていた可能性があることを指摘した。

・このような「冥頭の恐れ」の展開の契機となったのが、十世紀の思想状況である。この時代の思想状況については、同時代史料とともに後世に書かれた軍記物や聖教史料なども使いながら分析した。その結果、平将門の乱や菅原道真の怨霊など、神仏の力が国家による反対勢力鎮圧や、逆に国家に向かう恐怖という両方向のベクトルで強力に發揮されていたことが確認できた。将門による武力蜂起の背後にも目に見えないものを感じ取ったように、「冥頭の恐れ」というものが大きな社会不安となったことを踏まえ、寺院勢力はそれに対して対抗し得る技術(=祈り)をアピールするようになる。それが撰閥家をめぐる政治史上の動向とも相俟って、社会不安への対処法として機能し始め、価値を高めていったことを指摘した。

(3) 天台座主良源の画期性

仏教の社会的展開の前提として、神仏の「力」が恐怖をもって社会に受けとめられた事実を指摘したが、それをうけてその「力」が現世で發揮されるためには、それが目に見える存在によって代行されなければならない。その代行者は寺院あるいは僧侶である。十世紀の後半に延暦寺の貫首(=天台座主)を務めた良源の事績を検討し、神仏の「力」と寺院あるいは大衆とが融合する過程を明らかにした。

・良源が遺した「二十六箇条起請」(『平安遺文』303号)と呼ばれる寺院法を分析し、一般僧侶の武器所有を禁じながら、それを逮捕する強制力としての武器所有を温存したこと、またその際には、仏教を護る護法善神の「力」に仮託するなど、「冥頭の恐れ」を巧みに利用した論理によって世俗の批判をかわしていたことを指摘した。

・こうした寺院武力は、社会変化に伴って増加した「群盗」への対応策、また寺院内部に展開した門流抗争の激化という歴史的要因により必要とされたことを指摘した。

実際に良源は、自派と対立する智證門徒への攻撃を命じたと噂されてもいるが(『扶桑略記』天元五年正月十日条)、彼の名声が途絶えていないことから、この武力保有の正当化が成功したと考えられる。この他、良源に関しては『平家物語』に載せられた伝説や、後世彼の姿が変化して生まれたとされる角大師護符なども参考とした。この護符については全国的に見られるものである。

(4) 社会的展開の背景

場合によっては恐怖と受けとめられた神仏の「力」は、なぜ広く中世社会に展開したのか。この問題は仏教の民衆的基盤の問題でもあり、寺院側が一方向的に恐怖を押しつけたのではなく、民衆側が恐怖しながらも「力」にすぎた点を考慮する必要がある。この点については、『今昔物語集』所収の説話や地方寺院の文書などを博捜し、次のような結論を得た。

・中世の地方社会にあっては、寺院が地域の教育・医療・農業・土木などに関わるセンターの役割を果たしており、寺院の発展が地域の発展に繋がっている。

・寺院の発展には、民衆の願望へ対応できるかどうか大きな要素となっていた。具体的には奇跡的な験し（靈験）を示すことが最も有効な方法であった。

・靈験を示すためには、「力」のある僧侶、もしくはその「力」を弟子集団や仏像に定着させること（あるいは定着したと思わせること）が不可欠である。

・このような形で靈験を示し得た寺院に対して、民衆は宗教的な帰依を寄せ、その支配を受容していく。

また、「尾張国郡司百姓等解」（『平安遺文』339号）には、荒廃した地方寺院を本来修理すべきである国司元命への非難が載せられているが、本研究との関わりで言えば、その彼が修理に着手したのが護法善神による「示現」（見えない世界からの験し）であったことこそ示唆的であった。苛政を行う国司をも含み込んで展開していた神仏の「力」の効果は、そのまま民衆の帰依を絡め取って寺院勢力の支配基盤となっていたことを解明した。

（5）寺院社会の都鄙間交通と神威

中世仏教と民衆の関係は、〈靈験と帰依〉という幸福なもののみで完結しなかった。史料上でも「冥頭の恐れ」と表現されたように、そこには恐怖により支配の要素も含まれていた。この点について、恐怖の源となった神と、その要素が文書上で表現された起請文（神仏の罰をかけた誓約書）、そして神の恐怖や威力（＝神威）を体現した神人を中心に検討した。その結果、次のような事実が明らかとなった。

・中世の民衆が神仏の罰に敏感となり、またその罰をかけて約束を交わした起請文が有効であったのは、民衆の恐怖が生活に関わるリアルなものだったからである。

・例えば橘恒元起請文（『平安遺文』3144号）によれば、約束を破った場合の罰とは、

王城鎮守の一万三千七百餘所の神々、禪林寺・石山寺などの護法善神の罰を私恒元の体にある一つ一つの毛穴ごとに蒙り、現世・来世でどのような目にあつて

も構わない。人の愛情もうけず、望みも叶わず、田畠を耕作しても稔らず、病気になる、「乞食」によって生計を立て、家も食べ物もなく路頭に迷う身となり果てても、それは仕方がないことである。

というような内容をもっていた。そこからは、病いや災害、共同体からの疎外や領主による苛酷な支配など、様々な要因によって激変しかねない彼らの生活の一端を確認することができる。

・これらの不幸から読み取るべきは、民衆の生活の不安定さであり、それゆえに神仏の助けが必要だという自覚である。生活と切り離せない掛け値なしの恐怖は民衆の素朴な感情の発露であり、民衆自身ではどうすることもできない一方、その神仏と密接な関係にある寺院・僧侶に委ねざるを得なかった。領主権力としての寺院は、このようなアドバンテージを民衆支配に利したのである。

神仏の力によって民衆意識をからめとるこうした手法を、地方寺院で実践していたのが都鄙を往還する悪僧であり、また俗人ながら寺院あるいは寺院とほぼ一体化していた神社に所属する神人であった。彼らの動向を窺うことのできる史料はそれ程多くないが、文章に表れた彼らが体現する神威について分析した結果、次のようなことが明らかとなった。

・丹波国波々伯部保の成立において、感神院大別当行円が高利貸を行う中で、寄進を契機に上層農民が共通利害のもとに結集して感神院神人となっていたこと（この点は、河音能平「院政期における保成立の二つの形態」（『中世封建制成立史論』東京大学出版会、初出 1963 年が既に指摘している）、これに代表される中世寺院による地方寺院への進出は、現地住民を神人というかたちで傘下に入れつつ、自らの神威を拡大・拡散していった。

・特に延暦寺においては 11 世紀の末から 12 世紀にかけて活発に活動した「山門使」による組織化が重要であり、現地において彼らは「神宝」を利用しながら住人に直接働きかけていた。この点、（1）で確認した仁譽のように、現地で政治的な根回しをしていたことも考えられよう。

・神人は悪僧とともに武力的活動にも参加することが多く、「神宝」という物理的な神威だけでなく、自ら体現した見えない神仏由来の神威を利用し、恐怖を伴った暴力行為を展開していった。そのため、悪僧とともに非難の対象となり、平安末～鎌倉にかけて、「悪僧・神人」問題として国家的な対策が必要とされるようになった。

・「神宝」の典型であり、最も強力な神威の表現手法が神輿であった。神輿は可視化され

た神威であり、世俗社会に大きな恐怖をもって受けとめられていた。このことにより、寺院は強訴などで神輿を担ぎ出し、その神威を利用することが常態となる。

(6) 強訴と神威

神輿という神威が強訴において利用されるようになった。強訴とは白河法皇が自分の意のままにならないものとして、「賀茂川の水、双六の賽、山法師」（『平家物語』巻一）をあげたというエピソードで有名な「山法師」＝延暦寺大衆によるものが代表的である。院権力でさえ対応に苦慮せざるを得なかったその力について、何が支えていたのかを検討し、以下のような結論を得た。

・強訴とは、武装した僧侶集団が神輿や神木などの宗教的権威をとめない、俗権に対して様々な要求をなかば脅迫的に行ったもの、というのが一般的な理解であるが、強訴における暴力性は実は限定的で、僧侶自身によって抑制されていた。

・強訴に対峙する朝廷側も、当然武士を派遣して警戒に当たらせることが常であったが、それはあくまでも警備のレベルであり、「大衆を射るに及ぶべからず。ただ相禦ぐべきなり。もし制止せらるも乱入の輩あらば、慥にその身を搦め、将て参るべし」『中右記』元永元年五月二十二日条）という史料が明確に語るように、戦闘を意図したものではなかった。ただし、僧侶たちが主張する内容や行動については批判的で、世俗の道理に反するものであると理解することが多かった。例えば「対決せられざる以前に大衆等を率い参るべきの由、不当なり」『後二条師通記』寛治六年九月十八日条）という主張など。

・史料的に両者が戦闘になる場合も確認できるが、それは何らかの偶発的な自己によるものであり、積極的に攻撃しようとする姿勢は見られない。

・したがって、そうした場合には寺院側も予期せぬ事態であることを強調して弁明した。史料としては「官軍の中、兵士一人進み出でて鹿を射んと欲す、衆徒これを見て騒動す。官軍またこの騒動を見て気色す。（中略）衆徒、官軍に向かいて合戦するの條、すでに本意にあらざるか」（『中右記』天永四年五月七日条）がこれを示している。また実際の戦闘も僧侶集団の中の周縁部に位置する下級僧侶が起こしたものだとして主張した。

・こうしたことから、少なくとも寺院側の論理として、寺院側から積極的に戦闘をしかけたのではないこと、したがって戦闘になってしまった後でさえ、戦闘を回避しようとした大衆の姿勢を強調したことが読み取れる。そしてこのことは、大衆がそこから逸脱しなければお咎めなしという世俗の寛容的な規範を照らしだすものである。

(7) 中世寺院の「善」と「悪」

中世寺院の強訴が頻発し出すのは 1090 年代から 1110 年代なかばまでの四半世紀で、堀河天皇の親政をはさみ白河院が主導権を握っていた時代である。この時期の前半には藤原師通（1062-1099）の政治的活動が特徴的であり、彼の動向が強訴の背後にある神仏の「力」に影響した可能性がある。この点について検討した結果、以下のような結論を得た。

・師通の対寺院政策の特徴は、今までにない程の強硬策なものである。それを最もよく示す史料が「禦ぎ留むの條、全く神輿を憚るべからず」（『中右記』嘉保二年十月二十三日条）というものであった。これは神輿を伴って強訴を敢行した延暦寺に対し、警固の武士に攻撃を命じたものである。（6）で述べたように、強訴は神威を伴った訴訟であり、武士側も防御の姿勢で臨むことが一般的であったが、師通は神輿を憚らず対応した。

・これに対し、寺院は呪詛などで対抗するものの、師通の強硬姿勢の前に具体的には為す術がなかった。結果的に師通の急逝により事態は大きく変化するが、この時の経験が寺院をしてより万全な装いをとらせることになった。それが「衆威」という言葉の登場に象徴される、大衆という存在そのものへの正当化である。

・大衆の正当化とは、神威に支えられた「力」に加えて、世俗社会から見ても納得できるような「善」性の獲得である。荒ぶる「悪」僧たちの行為ではなく、「善」なる大衆による秩序だった行為だという主張を、大衆の側から強調していく必要に迫られた彼らは、自らの一員でもある「悪僧」という存在を殊更に強調し、それを排除することによって自らの正当性（＝「善」性）を強化しようとした。

・後白河天皇が制定した保元新制（『兵範記』保元元年閏九月十八日条）などに登場する「悪僧」対策は、非難の視線をかわしたい大衆の思惑と、彼らの行動を問題としながらも、神仏の「力」を扱う仏教・寺院を完全に排除するわけにはいかない国家側の思惑が見つけた妥協点と評価すべきである。

・悪僧による混乱は地方社会でも民衆を誤った方向に導き、それはやがて神事の「違例」となって社会不安の原因となる。長寛二年（1164）官宣旨（『平安遺文』3310号）で展開されるこうした論理は宗教界からの主張であるが、社会は神仏の「力」を深刻に受けとめていたため、悪僧排除が社会問題となり、そのことが逆に大衆の「善」性を保証し、彼らの正当性を更に高めることになった。

以上のような論点に分けながら分析を進めた結果、中世社会における祈りの重要性、

その背後に存在した神仏の「力」への依存性、また寺院勢力がその「力」を利用した様相、その際に必要とされた暴力性、その「力」が暴力性をも支えていたことなどを明らかにし得た。このような中世仏教の在り方が、その社会的展開を可能にしたのだと考える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 衣川仁 書評 Mikael S. Adolphson, The Teeth and Claws of the Buddha: Monastic Warriors and Sohei in Japanese History 日本仏教総合研究 7巻 2009 89-95頁 査読無
- ② 衣川仁 徳島藩駅路寺制に関する一考察 徳島大学総合科学部人間社会文化研究 16巻 2009 95-109頁 査読無

[図書] (計1件)

- ① 衣川仁 僧兵=祈りと暴力の力 講談社 2010 234頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

衣川 仁 (KINUGAWA SATOSHI)
徳島大学・大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部・准教授
研究者番号：10363128

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：